



鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)
号外第40号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（職員課）…………… 1
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（ク）…………… 2
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（ク）…………… 3
	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（ク）…………… 6
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（ク）…………… 6
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（ク）…………… 8
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（ク）…………… 8
	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（ク）……………11
	職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ク）……………13

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「主幹」の次に「及び副主幹」を加え、同項第3号中「主任（教務の職務を行う者に限る。）」を「教務主任」に改め、同項第4号中「高等学校課」を「小中学校課の指導主事及び管理主事、高等学校課」に改め、同条第3項第2号中「主幹」の次に「及び副主幹」を加え、同項第4号中「障害児教育係長」を削る。

第4条第2項第1号中「作業療法士」の次に「言語聴覚士」を加える。

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号エ中「視能訓練士」の次に「言語聴覚士」を加える。

第2条の4第2項中「上段」を「左欄」に、「下段」を「右欄」に改める。

別表第3の4の2級の項第2号中「主幹」の次に「又は副主幹」を加え、同項第6号中「主任」を「教務主任」に改め、同表の3級の項第2号中「主幹」の次に「又は副主幹」を加える。

別表第3の5の2級の項第3号及び3級の項第3号中「主幹」の次に「又は副主幹」を加える。

別表第3の8の1級の項中「作業療法士」の次に「言語聴覚士」を加える。

別表第3の16中

視能訓練士	大学卒			0	5	5	3	8	5	13	4	17	3	20
	短大3卒	0	1	1	5	6	3	9	5	14	4	18	3	21

を

視能訓練士	大学卒			0	5	5	3	8	5	13	4	17	3	20
	短大3卒	0	1	1	5	6	3	9	5	14	4	18	3	21
言語聴覚士	大学卒			0	5	5	3	8	5	13	4	17	3	20
	短大3卒	0	1	1	5	6	3	9	5	14	4	18	3	21

に改める。

別表第10中

視能訓練士	大学卒		2級2号給
	短大3卒		1級6号給

を

視能訓練士	大学卒		2
	短大3卒		1
言語聴覚士	大学卒		2
	短大3卒		1

級2号給
級6号給
級2号給
級6号給

に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第13号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。
別表第1知事の事務部局の本庁の項4級の欄及び5級の欄中「主幹」を「副主幹」に改め、同項6級の欄中

「主 幹」を 「主 幹
副 主 幹」 に改め、同項8級の欄中「県民室及び」を削り、同項9級の欄中「大規模活

性化プロジェクト推進室」を削り、同表知事の事務部局の地方機関の公文書館の項の次に次のように加える。

県 民 局										課 長 局
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

長		
---	--	--

別表第1知事の事務部局の地方機関の自治研修所の項中

		教 授	教務主
--	--	-----	-----

任	教務主任	教 授
		教務主任

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の皆成学園の項中

係 長	係
部 長	部

長	次 長	長	次 長
長	係 長	長	長
	部	長	

を

係 長	係 長	次 長	次 長
保育士長	保育士長	課 長	課 長
		係 長	長
		保育士長	長

に改め、同表知事の事務部局の

地方機関の米子商工労政事務所の項を削り、同表知事の事務部局の地方機関の項中

地方農林振 興局	
地域農業改 良普及セン ター	

		係 長	係 長	課長補佐 室長補佐 係 長	課長補佐 室長補佐	局 長 課 室 長 長	局 長		
				次 長	次 長	所 長			

を

地方農林振 興局				係 長	係 長	課長補佐 室長補佐 次 係	課長補佐 室長補佐 次 長	局 副 課 部 室 室	局 長 長 長 長 長	局 副
-------------	--	--	--	-----	-----	---------------------	---------------------	-------------------	-------------------	-----

長 局 長		
----------	--	--

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の農業大学校の項中

--	--

	課 長	課 長
--	-----	-----

を

教務主任	教務主任	課 長	課 長
		教 授	教 授
		教務主任	

に改め、同表知事の事務

部局の地方機関の土木事務所の項中

課長補佐 係 長	課長補佐	所 長 課 室 長 長	所 長
-------------	------	-------------------	-----

を

課長補佐 室長補佐 係 長	課長補佐 室長補佐
---------------------	--------------

所 長 副 所 課 室	所 長 長 長 長 長	所 長 副 所
-------------------	-------------------	------------

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の姫路鳥取線用地事務所の項中

--	--

			所 長
--	--	--	-----

を

係 長	係 長	次 長	次 長	所 長
		係 長		

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の共通の項4級の欄及び5級の欄中「主幹」を「副主幹」に改め、同

項6級の欄中 「主 幹」 を 「主 幹」 に改め、同表議会事務局の項4級の欄及び5級の欄中「主幹」

副 主 幹

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第14号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
別表第1 皆生小児療育センターの項中「作業療法士」の次に「、言語聴覚士」を加える。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第15号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中	「 県民室の室長 大規模活性化プロジェクト推進室の室長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 」	を	「 県民室の室長（人 事委員会が承認し たものに限る。） 」	に、	「 課 大規模活性化 プロジェクト推進 室長 」			
長 プロ 室の	を	「 課 長 県民室の室長 国民文化祭推進室 の室長 防災危機管理室の 室長 」	に、	「 広報室の室長 行政体制整備室の 室長 」	を	「 行政体制整備室の 室長 分権推進室の室長 国内交流推進室の 室長 」	に、	「 環境計画室 」
の室長	を	「 介護保険室の室長 環境計画室の室長 県民活動推進室の 室長 」	に、	「 技術開発室の室長 専門技術員室の室 長 団体指導室の室長 」	を	「 企業立地推進室の 室長 観光宣伝室の室長 雇用政策室の室長 団体検査室の室長 専門技術員室の室 長 」	に、	「 高速道 室長 」

路推進室の を

高速道路推進室の室長
緑地公園室の室長
下水道室の室長

 に改め、同表知事の事務部局の地方機関の公文書館の項の次に次の

ように加える。

県 民 局	局 長	2 種
	課 長	3 種

別表知事の事務部局の地方機関の米子商工労政事務所の項を削り、同表知事の事務部局の地方機関の地方農

林振興局の項中 を

局長（人事委員会 が承認したものに 限る。）
局長
副局長（人事委員 会が承認したもの に限る。）
副局長
局長
副局長
課長
副課長
部長
副部長
室長
副室長

 に改め、同表知事の事務部局の地方機関の

地域農業改良普及センターの項を削り、同表知事の事務部局の地方機関の土木事務所の項中

員会 のに を

所長（人事委員会 が承認したものに 限る。）
副所長（人事委員 会が承認したもの に限る。）
所 長
副 所 長
課 長
副 課 長
室 長
副 室 長

 に改め、同表教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局の本庁の

所長（人事委 が承認したも 限る。）
所 課 室

項中

「
高校改革推進室の
室長
美術館開設準備室
の室長
」

を

「
障害児教育室の室
長
高校改革推進室の
室長
妻木晩田遺跡整備
室の室長
美術館開設準備室
の室長
」

に改め、同表警察の警察本部の項中

「
課
監
察
」

長
官
」

「
課
企
監
画
察
官
官
」

に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第16号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「昭和22年12月」を「昭和22年」に、「並びに同条例第3条の2に規定する常勤の監査委員、常勤の人事委員会の委員及び」を「及び同条例第3条の2に規定する」に改める。

第7条中「100分の40以上100分の90以下の」を「100分の120（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員にあっては、100分の160）を超えない」に改め、「任命権者が」の次に「人事委員会の定めるところにより」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第17号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(税務手当)

第1条の2 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務（金融機関、官公署その他これに準ずる機関（以下「金融機関等」という。）を対象とする業務については、当該金融機関等が納税義務者、滞納者又は犯則疑者に該当する場合に限る。）とする。

- (1) 滞納者、不申告者等に対する徴収又は折衝の業務
- (2) 県税に係る更正若しくは決定のための調査又はこれに準ずる県税の賦課徴収に関する調査に必要な質問又は検査の業務
- (3) 県税に関する犯則事件の調査に必要な質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えの業務
- (4) 滞納処分に係る財産の搜索又は差押え若しくは搬出の業務

第3条中「第5条第1項」を「第5条第1項第1号」に改め、同条の表を次のように改める。

勤務箇所	職 員
福祉事務所	知的障害者福祉司並びに福祉課又は総務福祉課保護係の係長及び社会福祉主事
身体障害者 更生相談所	児童福祉司、身体障害者福祉司、心理判定員、保健婦及び保健士
知的障害者 更生相談所	児童福祉司、心理判定員、保健婦及び保健士
児童相談所	児童福祉司、専ら児童に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員、児童指導員、保健婦及び保健士
婦人相談所	児童福祉司、専ら要保護女子に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員、保健婦及び保健士

第3条を同条第1項とし、同条に次の2項を加える。

- 2 条例第5条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、査察指導員及び社会福祉主事とする。
- 3 条例第5条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、社会福祉主事並びに倉吉児童相談所及び米子児童相談所の次長とする。

第4条を次のように改める。

(医療業務手当)

第4条 条例第8条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、次項の表の右欄に定める職種にある医師（精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長、健康福祉センターの部長並びに保健所の課長及び参事を除く。）とする。

- 2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。

級の区分	職 種
1 級	皆生小児療育センターの院長
2 級	皆生小児療育センターの医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの
3 級	皆生小児療育センターの医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの
4 級	精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長並びに健康福祉センターの部長

5 級 皆生小児療育センターの医師並びに保健所の課長及び参事

第8条を次のように改める。

(訓練指導手当)

第8条 条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる要件のすべてを満たす職員とする。

- (1) 担当する実技の訓練の時間数がその者の担当する学科及び実技の訓練の時間数の2分の1以上であること。
- (2) 担当する学科及び実技の訓練の時間数と当該訓練に付随する業務に従事する時間数との合計がその者の勤務時間数の2分の1以上であること。

2 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、生徒の実習指導を本務とする職員で次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 担当する実習の時間数がその者の担当する学科及び実習の時間数の2分の1以上であること。
- (2) 担当する学科及び実習の時間数と当該学科及び実習に付随する業務に従事する時間数との合計がその者の勤務時間数の2分の1以上であること。

3 条例第19条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、生徒の実習指導を本務とする職員とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(家畜保健衛生業務手当)

第11条の2 条例第27条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、所長及び病性鑑定室長以外の獣医師とする。

第15条第3項第1号中「2,100円」を「3,200円」に改め、同項第2号中「及びウ」を削り、「1,500円」を「3,000円」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前項第1号ウの業務 1,500円

第16条第1項を次のように改める。

月の1日から末日までの間において次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては100分の60を、1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ条例に規定する額に乗じて得た額とする。

- (1) 社会福祉業務手当(条例第5条第1項第1号の業務に係るものに限る。)
- (2) 医療業務手当(条例第8条第1項第1号の業務に係るものに限る。)
- (3) 精神保健福祉業務手当(条例第18条第1項第1号の業務に係るものに限る。)
- (4) 訓練指導手当(条例第19条第1項第1号又は第3号の業務に係るものに限る。)
- (5) 家畜保健衛生業務手当(条例第27条第1項第1号の業務に係るものに限る。)

第16条第2項及び第3項を削り、同条第4項各号を次のように改める。

- (1) 税務手当
- (2) 防疫等業務手当(条例第4条第1項第3号ア又はイの業務に係るものに限る。)
- (3) 社会福祉業務手当(条例第5条第1項第2号又は第3号の業務に係るものに限る。)
- (4) 種雄牛馬等取扱手当
- (5) 訓練指導手当(条例第19条第1項第2号又は第4号の業務に係るものに限る。)
- (6) 特殊自動車運転手当
- (7) 爆発物検査手当
- (8) 狂犬病予防等業務手当
- (9) 特殊現場作業手当(条例第26条第1項第4号の業務に係るものを除く。)

- (10) 家畜保健衛生業務手当（条例第27条第1項第2号の業務に係るものに限る。）
(11) 有害物等取扱手当（条例第28条第1項第2号の作業又は業務のうち毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物を含有する農薬以外の農薬に係るものに限る。）

(12) 環境衛生検査等業務手当

(13) 災害応急作業手当

第16条中第4項を第2項とする。

第19条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第18号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第3条第1項第1号ア中「9,400円」を「10,100円」に改め、同号イ中「310円」を「560円」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 警ら作業に従事することを常例とする警察職員 勤務1月につき6,200円

イ その他の警察職員 勤務1日につき340円

(3) 条例第3条第1項第3号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 現場における犯罪鑑識作業に従事する警察職員

(ア) 当該作業に従事することを常例とするもの 勤務1月につき10,100円

(イ) その他のもの 勤務1日につき560円

イ 現場以外における犯罪鑑識作業に従事する警察職員

(ア) 当該作業に従事することを常例とするもの 勤務1月につき5,100円

(イ) その他のもの 勤務1日につき280円

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 条例第3条第1項第4号に掲げる作業 勤務1日につき230円

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 条例第3条第1項第5号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業に従事する警察職員、交通取締用自動車（自動二輪車を除く。）に乗車して行う交通取締作業に従事する警察職員（高速道路交通警察隊の職員に限る。）

又は交通捜査作業に従事する警察職員

(ア) これらの作業に従事することを常例とするもの 勤務1月につき10,100円

(イ) その他のもの 勤務1日につき560円

イ 交通取締作業に従事する警察職員（アに掲げるものを除く。） 勤務1日につき310円

第3条第1項第8号中「第3条第1項第9号から第12号まで」を「第3条第1項第9号、第11号又は第12号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(8)の2 条例第3条第1項第10号に掲げる作業 勤務1日につき420円

第3条第1項第12号及び第13号ア中「4,600円」を「5,200円」に改め、同項第16号中「800円」を「1,100円」に改め、同項第17号ア中「1,200円」を「1,640円」に改め、同号イ及びウ中「800円」を「1,100円」に改め、同号エ中「600円」を「820円」に改め、同条第2項中「第3条第1項第1号から第5号まで」を「第3条第1項第1号から第3号まで又は第5号」に改め、同条第3項中「第3条第1項第1号、第5号、第6号及び」を「第3条第1項第1号から第6号まで又は」に改め、同条第5項中「第4条第5項」を「第4条第6項」に、「第4条第6項」を「第4条第7項」に改め、同条第7項中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改める。

第3条の2中「第3条第1項第1号から第5号まで」を「第3条第1項第1号から第3号まで又は第5号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条の2関係）

作業の区分 警察職員の区分	条例第3条第1項第18号に掲げる作業		条例第3条第1項第19号に掲げる作業	条例第3条第1項第20号に掲げる作業			
	天皇等に係るもの	その他のもの		第2条第14号アに掲げる作業	第2条第14号イに掲げる作業	第2条第14号アに掲げる作業に付随して行う同号ウに掲げる作業	第2条第14号イに掲げる作業に付随して行う同号ウに掲げる作業又は同号エに掲げる作業
条例第3条第1項第1号若しくは第5号の作業又は同項第3号に掲げる作業のうち第3条第1項第3号アに掲げる作業に従事する警察職員	590円	80円	540円	1,080円	540円	540円	260円
条例第3条第1項第2号の作業に従事する警察職員	810円	300円	760円	1,300円	760円	760円	480円
条例第3条第1項第3号に掲げる作業のうち第3条第1項第3号イに掲げる作業に従事する警察職員	870円	360円	820円	1,360円	820円	820円	540円

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「都道府県」を「地方公共団体」に、「が任命権者の申請に基づき別に定める」を「の承認を得た」に改める。

別表第3知事の事務部局の項中	「	労政能力開 発課倉吉分 室	情報収集、調査、労働教育 又は公用自動車の運転	倉吉市及び東 伯郡の区域	を	「	県 民	」
	」							

局	情報収集、調査、労働教育 又は公用自動車の運転	管 轄 区 域	に改め、同表知事の事務部局の米子商工労政事務所の項を
---	----------------------------	---------	----------------------------

削り、同表知事の事務部局の地方農林振興局の項中「地方農林振興局」を「地方農林振興局（農業改良普及部を除く。）」に改め、同表知事の事務部局の地域農業改良普及センターの項中「地域農業改良普及センター」を「地方農林振興局農業改良普及部」に改める。

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。